

平成19年第5回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成19年9月21日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第55号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第56号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第57号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第58号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第59号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第60号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 認定第1号 平成18年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第10 議案第61号 物品売買契約（学校給食配送車）の締結について
- 日程第11 常任委員の選任について
- 日程第12 議会運営委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告について
- 第3 議案第55号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第56号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第57号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 第6 議案第58号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第7 議案第59号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第60号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第9 認定第1号 平成18年度本巢市水道事業会計決算について
- 第10 議案第61号 物品売買契約（学校給食配送車）の締結について
- 追加日程第1 議長辞職の許可について
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 副議長の選挙について
- 第11 常任委員の選任について
- 第12 議会運営委員の選任について
- 追加日程第4 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について
- 追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程第6 議案第62号 本巢市監査委員の選任について
- 追加日程第7 もとす広域連合議会議員選挙について

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鶴飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	鷺見良雄
市民環境部長	坪内博	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	杉山勝美

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯尾正雄	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 高田文一君と6番 高橋勝美君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

○議長（上谷政明君）

これより日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

9月10日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催しました。

委員会には委員7名が出席し、議案説明のため、内藤市長、高木副市長、守屋収入役、土川総務部長、鷺見企画部長、藤原根尾総合支所長のほか関係職員の出席を求め、付託1議案、協議1議案について慎重に審査・協議をいたしました。

開会后、審査・協議の前に、根尾地域、糸貫地域の水防防災倉庫の現地視察を行い、帰庁した後、付託案件となっています議案第55号 本巣市税条例の一部を改正する条例についての審査と、議案第57号 平成19年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についての協議を行いました。

以上で総務企画委員会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

文教福祉委員会から報告します。

9月13日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会議室において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため、内藤市長、高木副市長、守屋収入役、高

橋教育長、坪内市民環境部長、島田健康福祉部長、杉山教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、1議案について慎重に協議をいたしました。

初めに、市民環境部関係の協議案件、議案第57号について質疑はなく、報告として、社会保険庁市町村職員による年金保険料や給付などの横領について岐阜県で確認したところでは、市町村は該当はないということでした。

もう一つ、無免許の眼科医、アイクリニック北方へ、本巣市より福祉医療費制度よりの受診件数状況についての報告もありました。

続いて健康福祉部関係の協議案件、議案第57号について、質疑はありませんでした。

引き続き教育委員会関係の協議案件、議案第57号について協議後、市学校給食センター建設工事の8月末進捗率状況、2番目に中国山西省青年連合会よりの相互自費訪問団事業の追加提案について示され、文教福祉委員会への説明があり、このことについては先般9月18日議会全員協議会で説明されました。三つ目に、介護のコムスンについては、本巣市該当者3人はニチイ学館へ引き継がれ対応されるようになったとの報告が、これも市長の方からありました。

以上で、文教福祉委員会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会からの報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

産業建設委員会から御報告を申し上げます。

9月14日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため、内藤市長、高木副市長、守屋収入役、服部産業建設部長、藤原林政部長、林上下水道部長ほか関係職員の出席を求め、付託2議案、協議4議案について慎重に審査・協議後、神海地区の簡易水道浄水場、根尾平野地区の日当トンネル、根尾門脇地区の門脇バイパス、根尾八谷地区の大規模林道、根尾大井地内の有害鳥獣防止さくなどの現地視察を行いました。

初めに産業建設部、林政部関係の付託案件、議案第56号と協議案件、議案第57号については、西部連絡道路で一色地区のほたる公園、トイレの目隠し、慰霊碑移転などの工事についての質疑に対し、利用しやすいように関係者と調整を進めますとの答弁でありました。

協議後、1番目に岐阜県屋外広告物条例による許可地域などの追加指定について、2番目に根尾黒津地区の須合橋架橋について、3番目に西部連絡道路の宗慶地内の家屋調査の経過報告の説明がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、認定第1号と、協議案件、議案第57号については質疑はなく、議案第58号については、県補助金が2分の1に減額となっているが、前もって市へ説明はなかったかとの質問に対し、県へ確認後、9月18日の議会全員協議会で説明するとの答弁でござい

た。

議案第59号、議案第60号については、質疑はありませんでした。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第55号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第3、議案第55号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第55号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

ただいま議題となりました本巢市税条例の一部を改正する条例については、総務企画委員会に付託されておりましたので、審査の経過と結果を御報告いたします。

最初に、総務部長から前納報奨金制度の県内他市の状況について説明があり、その後、各委員会より質疑または意見が出されました。

今回この制度を廃止するに当たり、納税者からの苦情が出ないように十分周知徹底するようお願いしたいとの意見に対し、今定例会で賦課徴収費の増額補正をお願いしており、納税者個々に制度廃止のお知らせを送付して対応したいとの答弁がありました。また、滞納者がふえないか心配である、滞納者をできるだけ少なくするようにとの意見に対しては、平成20年度より身近のコンビニで納付できるような体制をとる予定であり、期限内に納付していただくよう啓発に努めたいとの答弁でありました。また、滞納者を減らすには口座振替の推進を図ることが必要ではとの意見に対し、機会あるごとに口座振替の普及に努めたいとの答弁がありました。

採決の結果については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第55号 本巣市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第56号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第4、議案第56号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第56号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会に付託されておりました議案第56号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例について、経過並びに結果を報告させていただきます。

議案第56号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例について、小口融資の状況についての質疑に対し、借り入れ1件との答弁でありました。

委員会では、議案第56号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第56号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第57号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第5、議案第57号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

3点伺いますが、一つは障害者福祉費で、11ページになりますが、今回の補正について概要説明によりますと障害者自立支援給付業務を国保連合会に委託するための経費ということではありますが、今後、国保連合会に支払い業務を委託することによって、最終的に個人あるいはサービスを提供した事業者に払う9割分の支払い部分だけなのか、どういう形に変更があるのか、明確に教えてほしいというふうに思います。

それが一つと、二つ目は、そのすぐ下にぬくもりの里の管理費、あるいは観光費でも出てきますけれども、オストメイトのトイレに対する県の振興補助があって、財源内訳の変更がありますが、それぞれの施設においてこのトイレのための経費がどれだけかというのは、もともとの予算では全体の改修費の中に含まれていると思うので、わからないので改めてお伺いしますが、実際にオストメイトトイレを設置するのにどのぐらいの経費がかかるのか、参考までに、わかれば教えてほしいと思います。この26万3,000円というのは、2分の1補助というふうに言われていると思いますが、参考までにそのあたりを、わかれば教えてほしいと思います。

三つ目は教育費で、この説明によりますと、来年4月からの公共施設のネットワーク化に対応するためのサーバーとかの借上料ということになっています。教育費で改めてここだけ出てくるということは、じゃあほかのところは全体に済んでいるのかという、全体の状況との絡みで、今回上げられている部分の内容について詳細な説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

1点目と2点目については、島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、お答えをいたします。

まず1点目の11ページでございますけれども、中ほどの障害者福祉費でございます。補正額217万5,000円でございますけれども、この補正に伴う理由といたしましては、今、議員御指摘されました自立支援に基づいた部分でございますけれども、従来は私どもの市の方へ直接請求がございました。それで、市の方から直接各施設の方へお支払いをしておったものを、10月1日からは、各施設からは国保連合会の方へ請求をしていただいて、連合会の方で一括して支払いをしていただくと

いうものでございます。今まで市の方で払っておったものが、連合会の方で払うというふうに変わるということでございます。それに伴います役務費、そして備品購入費を計上させていただいたということでございます。

それから2点目の、同じく11ページの1番下の段でございますけれども、ぬくもりの里管理費でございます。国県支出金が26万3,000円、そして一般財源の方を減額の26万3,000円となっております。これは、ぬくもりの里のトイレにオストメイトトイレをつけるというものでございまして、こういう補正をしたということでございますが、本年度、オストメイトトイレの設置につきましては、ぬくもりの里と道の駅の織部の里を予定しております。その2カ所にオストメイトトイレを設置したいということで、当初予算をお願いしたところでございますけれども、織部の里につきましては商工観光課の方で予算計上がなされているものでございます。

それから補助率でございますけれども、これは10分の10の補助でございます。全額が補助で入ってくるというものでございます。したがって、1カ所の設置費用が26万3,000円ということでございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

3点目について、教育委員会事務局長 杉山勝美君。

○教育委員会事務局長（杉山勝美君）

それでは、3点目のお答えをさせていただきます。

これまでの各学校間を結ぶネットにつきましては、県が整備した光回線スーパーハイウェイで使用してきました。しかしながら、これも18年度末で協定が切れたために、その暫定措置として、現在はNTTのフレッツ・グループサービスに接続をして行っております。市内の一部の学校、根尾、それから外山小学校でございますけれども、NTTのデジタル通信網、ISDN回線で行っております。これにつきましては、非常に処理速度が遅いということで、事務処理に支障が出ているというのが現実でございます。

特に学校関係は、来年の4月になりますけれども、年度当初に人事異動のための事務量が非常に多いということでございまして、現在のNTT回線から市の光回線の方へ本年度中に整備を移行いたしまして、来年4月、その人事異動の事務量の多いときに事務がスムーズに流れますようにということで、回線の使用を4月当初からしたいということで、今回そのリース料と一部備品購入、そういったものを一応計上させていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

正直言ってよくわからないのは、1番目ですが、例えば先ほど説明があったように、サービス事業者から市へ請求があつて、市がサービス事業者に9割分を払うというのをやめて、じかに国保連合会へ行けば、市の負担は軽くなるんじゃないですか。いろんな事務が減るわけでしょう、一般的

に考えれば。それなのに、いろいろこうした経費が、通信費とかは別にしましてこれだけの経費が出てくるというのは、一体どういう仕組みになっているのかと思うんですね。普通で考えれば、国保連合会がやるわけですから、こちらのいろんな処理費用は要らなくなってくるわけですね、国保連合会との関係で通信費などはふえるにしても。だから、それが出てくるというのは、何となく不思議な気がしてお伺いしたわけなんです、その辺わかりましたらということ。

それと、オストメイトのトイレの26万3,000円については、私の勘違いで100%補助ということでもありますけれども、実際にこれだけのお金でできますか。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

オストメイトの修繕費で組んでございまして、当初で1基ですが、47万2,000円予算は計上しておりまして、そのうち26万3,000円という財源内訳になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

一般的に2分の1であろうと10分の10であろうと、補助の基準があってその範囲内で来るので、実際には昔からよく言われている超過負担みたいなものがあるわけですね。だから、そういうことで参考までにこれはお伺いしたんで、このことがどうこう言うつもりはないので。

そうすると、ぬくもりの里でも金額的には同じぐらいですか、実際は。

○議長（上谷政明君）

島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、まず1点目の、国保連合会の方から支払うことになれば市の方の負担が少なくなるのではないかとございまして、これは国保連合会の方へ請求がなされますけれども、その内容の審査につきましては、私どもの方へ来るわけでございまして、実際のお金を支払う部分が、連合会の方で一括して支払うということでございます。

それから、今のオストメイトトイレでございまして、26万3,000円、10分の10の補助というふうに私は聞いておりますけれども、それが10分の10というのは、今の上限の10分の10であるのかどうか、その辺についてはちょっと私、申しわけございません、勉強不足でございますが、当初予算は今産業建設部長が言いました四十数万円置いてあると思います。実際、今ある障害者用のトイレに併設をしてお湯が出る部分を設置すると、つけ加えるというものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

最後に一つだけ念のためにお伺いしておきますが、1番目ですけれども、今までは当然市で審査をしていたわけですね。それで支給を決定して、支払いをしていた。国保連合会がやっても、その審査については当然市でやる。だから、その部分については変わらないんじゃないかと思うんですね。変わらないのに何で予算が次々出てくるんだろうというところが疑問なわけです。いろんなことがあるたびに、こうしたコンピューター関係では結構出てくるんですね、次々と。正直言ってなかなか素人にはわかりにくい部分があるので、いいとも悪いとも簡単には言い切れませんが、今回についていえば、仕事が減ったはずなのという、少なくとも今言われた部分については従来からあったはずではないかという思いを持っています。

そのあたり、わかればお答えいただいて、わからなければまた今後ゆっくり教えていただきたいと思えます。

○議長（上谷政明君）

島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、再度お答えをさせていただきますけれども、確かに今までやってきたのと何も変わらないのではないかということであろうと思えます。しかし、自立支援法が施行され、全国一律に国保連合会を通じて一括して支払うというふうには聞いておりますので、その辺、私自身も今議員がおっしゃるような疑問な点もないわけではないんですけれども、そういうことで、連合会でも一括して支払うということが10月1日から施行されることによるものということで、御理解いただけたらと思えます。

また詳細につきましては後ほどお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

別段ないようですので、これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第57号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 6 議案第58号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第 6、議案第58号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

先ほど委員長報告でもあり、またせんだつての全協でも若干説明がありましたけれども、簡易水道に対する県の補助率が16分の1から32分の1というふうに半分になったと。このことについて県から事前の説明があったのかどうかということを委員会のときにお伺いしたわけでありますが、改めてそのことについて御答弁を願いたいと思います。

○議長（上谷政明君）

副市長 高木巧君。

○副市長（高木 巧君）

それでは、ただいま鵜飼議員さんの御質問の点でございますが、委員会の席での御質問の内容につきまして、部の方で調査をしていただきました。

まず、古田県政になりましてから、従来の県政の財政計画、それと古田県政発足後の財政計画、これを見たときに、県の年間予算規模を上回る起債償還、これが現実問題として表面化してきたということから、県におきましては行財政改革大綱なるものがつくられました。その行財政改革大綱の中に、補助金にもいろんな補助金が実はありまして、国の補助金に連動して県の補助金がついてくるものと、それから国の補助金は国の補助金、県が施策の必要性を判断した上で、かさ上げで県単で補助するものと、いろんな補助の仕方があるわけでございますが、まさにこの簡易水道関係の補助金については、今の後者に当たる部分でございますが、国については厚生労働省が簡易水道事業関係につきましての補助率を定めております。どうも3種類あるようです。

その補助に対して、県が岐阜県は16分の1の補助金をかさ上げで補助しようというので、この制度が従来運用されてきたわけですね。県によっては、その16分の1の補助制度を踏襲しているところもあれば、全く県のかさ上げ補助をとっていない県もあるということから、そういった県単のかさ上げ補助については行財政改革大綱の中で徹底的な見直しがなされました。その中で、この簡易水道関係の補助金が見直しの対象になったと。その動きが県内の市町村に伝わりましたものですから、県の簡易水道協会、会長さんは郡上市の碓市長さんがやっておっていただくんですが、私ども本巢市は内藤市長が会計幹事を務めていただいております。そういった協会が、17年度、18年度にかけて2回、県に対してそのかさ上げ補助の廃止について考え直してほしいという要望活動

をいたしております。しかし、県の方は大変強い姿勢のもとにかさ上げの補助を廃止していきたいという方向性が出まして、担当者会議においてそういったものが具体的に各市町村に示されたと、これが実態でございまして、19年度当初予算において、各それぞれの市町は簡易水道を16分の1の県補助で予算措置をしたわけです。

19年2月に県の姿勢が明確に表に出てきまして、それが県内の市町村に、これこれで決定しましたと、これでまいりますというのが16分の1からの32分の1、要するに半分に補助率が下げられたと。これが実態でございまして、今回その部分について、16分の1から32に減ったことに伴います16分の1分をお願いしたいということでございまして、県内の市町村簡易水道は、先ほども申し上げましたが、郡上市長さんが会長で副会長が恵那市長、さらには下呂市長、揖斐川町長、白川村長、簡易水道事業を引き続き継続しておりますそれぞれの市町が、県に対して2度ほどの要望をさせていただきましたが、やはり県の姿勢を崩すことができなかつたということでございまして、御理解いただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

経過なり県の姿勢についてはわかりました。

もともとこのことをお伺いしたのは、市で行政改革ということで、補助金の削減とか使用料・利用料の見直しをするというようなときには、これまでも繰り返し申し上げてきたと思っておりますけれども、決定する前にいろんなところの意見を聞き、やっていくのが、この前の一般質問でも申し上げました、やっぱり市民参加・市民協働のあり方だと思うんですね。

県は、じゃあそういう点で一体どうしているのかなあということを知りたかったわけです。この前の委員会のときにすぐ答えが出てこなかったということは、きちんと県が関係市町に事前の説明なり、あるいは話し合いというのを持たずに、いわば一方的に決めて押しつけてきているというような状態だと思うんですね。今の経過を聞いても、そういうふうには思わざるを得ません。

やっぱり県に対しても、市の場合は市民協働といいますけれども、県の場合は県民協働というか、関係市町のいろんな市町村がそういった県の施策にいろんな形でかかわっていけるような状態をつくっていくことが、県政の民主化に必要なだと思うんです。そういった点での要望は、やっぱりいろんなケースで行っていくべきではないかというふうに思っています。

そういう点で、県にもおられたことのある市長、副市長どちらにお伺いしようかと思っておりますけれども、今副市長から答弁いただいたので、副市長にその点お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

副市長 高木巧君。

○副市長（高木 巧君）

それでは、こういった案件は、先ほども申し上げましたように、行政改革大綱の中でこの補助制度だけではなくて随所にあるようでございます。また、そのあたりは県の財政課と、それぞれの補助制度を維持しております原課の方と大変な議論をしたようなことも聞いております。しかし、それらが漏れ聞こえてきて、この簡易水道関係につきましては2回の要望活動を行ったということですが、これ以外の案件につきましても情報を事前に察知する中で、やはり要望活動は要望活動でお願いをしていかなくちやなりません、その部分については、県当局が行財政改革を県議会の中でも当然説明をされておられますし、私どももその協会の中で裕会長をトップに県議会にも働きかけをしておるわけでございますが、いずれにいたしましても県レベルでいけば県民活動といいますか、県の姿勢の部分でございますけれども、そういうことがさらに今後もあり得るということでございますので、市としては注視をしていく必要があろうと思っておりますし、事前のそれぞれの説明を、お互いの協働といいますか、県と市町村との関係の中でよりよい関係を築いていくためには、そういう一方的なことがあっては本来なりませんので、今後例えば市長会の席だとか、副市長会の席だとか、そういったところで要望をしていく項目の一つになろうかと思っておりますので、その点で御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第58号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第59号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第7、議案第59号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第59号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第60号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第8、議案第60号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第60号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第9、認定第1号 平成18年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

認定第1号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会へ付託されておりました認定第1号 平成18年度本巢市水道事業会計決算についての審査結果を報告させていただきます。

認定第1号 平成18年度本巢市水道事業会計決算について、質疑はありませんでした。

委員会では、認定第1号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第1号 平成18年度本巢市水道事業会計決算については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第61号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第10、議案第61号 物品売買契約（学校給食配送車）の締結についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案の追加をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、御説明を申し上げます。

議案第61号 物品売買契約（学校給食配送車）の締結についてでございます。

物品名は、学校給食配送車5台の購入でございます。

9月4日に指名競争入札を行いまして、2,572万5,000円で落札されました。

契約の相手方は、本巢市曾井中島1353番地、杉本整備株式会社、代表取締役 杉本繁幸氏でございます。

本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の御議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいます。御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第61号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

○教育委員会事務局長（杉山勝美君）

それでは、議案第61号の補足説明をさせていただきます。

今回の提出案件は、学校給食配送車の購入に当たりまして物品売買契約を締結することから、議会の議決をお願いするものでございます。

提出内容についての御説明をさせていただきます。

まず契約の相手方は、本巢市曾井中島1353番地、杉本整備株式会社、代表取締役 杉本繁幸氏であり、9月7日に仮契約を取り交わさせていただきました。

物品名については、学校給食配送車5台であります。

契約の方法につきましては、これまでの配送車もそれぞれの地域の自動車販売業者から購入をしていた経緯もありますし、地元業者育成からも、今回も市内の自動車販売業者12社により指名競争入札で実施をさせていただきました。結果は、お手元の入札執行一覧表のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

契約額は2,572万5,000円で、納車の履行期限につきましては、平成20年2月8日とさせていただきました。

なお、配送車の主要な装備につきましては、これまでの全協において説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第61号 物品売買契約（学校給食配送車）の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

申しわけありません。議事の都合で10分ほど暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により議長の職を辞したいと思っておりますので、ただいまの休憩中に議長の辞職願を副議長に提出してまいりました。

お諮りします。ここで議長辞職の許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。したがって、議長辞職の許可についてを追加日程にし、議題とすることに決定いたしました。

これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により除斥するため退場することとし、副議長と交代したいと思います。よろしく申し上げます。

[議長退場]

[副議長 議長席に着席]

○副議長（瀬川治男君）

議長不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

追加日程第1 議長辞職の許可について

○副議長（瀬川治男君）

議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（杉山昭彦君）

辞職願。私こと、このたび一身上の都合により、本巣市議会議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。平成19年9月21日、本巣市議会議長 上谷

政明。本巢市議会副議長様。

○副議長（瀬川治男君）

お諮りします。上谷政明君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、上谷政明君の議長辞職については、許可することに決定しました。

議長辞職の許可について終了しましたので、上谷政明君の入場を許可します。

〔議長入場〕

上谷政明君に申し上げます。上谷政明君が議長を辞職することは許可することに決定いたしました。

上谷政明君、登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

○15番（上谷政明君）

皆さん、こんにちは。

通算で数えますと2ヵ年、皆さんにお世話になりました。その間、本当にふなれな私でしたが、皆さんに支えられまして今日を迎えることができました。まことにありがとうございました。

今後は、皆さんと一緒に本巢市発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともひとつ御支援のほどよろしくお願いを申し上げます。あいさつにかえます。執行部も大変お世話になりました。ありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで議長の選挙を日程に追加し、直ちに議長の選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（瀬川治男君）

これより、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は21名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号11番 村瀬明義君と12番 若原敏郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数21票、うち有効投票21票、無効ゼロ。

有効投票中、瀬川治男君12票、大西徳三郎君9票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は6票です。したがって、私、瀬川治男が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

これより、私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、大勢の皆さんの御推挙を受けて、議長の職という大変な重責を与えられましたことをありがたく思っております。

浅学非才な私でございます。何かと今後皆さん方に御迷惑をかけていくと思いますが、先輩の議員さん、同僚の議員さん、並びに執行部の皆さん方にお力添えをいただきながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

これもちまして、就任のあいさつとさせていただきます。（拍手）

私が議長の仕事についたことにより、副議長が欠けました。

お諮りします。ここで副議長の選挙を日程に追加し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3 副議長の選挙について

○議長（瀬川治男君）

副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号14番 後藤壽太郎君と15番 上谷政明君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名といたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数21票、うち有効投票21票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、浅野英彦君12票、中村重光君9票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は6票です。したがって、浅野英彦君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された浅野英彦君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

浅野英彦君は登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

○新副議長（浅野英彦君）

こんにちは。

ただいまは、多数の支持者のおかげでこのような席に立たせていただきまして、ありがとうございます。今後は議長の補佐役として、市民のために一生懸命精進したいと思っております。そのためには皆様方の御協力と、また執行部の皆さん方の御協力をいただきながら務めていきたいと思っております。何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

これにて就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。（拍手）

○議長（瀬川治男君）

議事の都合により暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（瀬川治男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11 常任委員の選任について

○議長（瀬川治男君）

日程第11、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

総務企画委員会に、舩渡洋子君、高橋勝美君、道下和茂君、中村重光君、大熊和久子君、遠山利美君と私、瀬川治男君、以上7名を総務企画委員会に指名いたします。文教福祉委員会に、高田文一君、安藤重夫君、浅野英彦君、若原敏郎君、後藤壽太郎君、上谷政明君、鶴飼静雄君、以上の7

名を、産業建設委員会に、黒田芳弘君、鏑本規之君、臼井悦子君、村瀬明義君、大西徳三郎君、戸部弘君、高橋秀和君、以上7名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室をお使いください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（瀬川治男君）

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君、副委員長 舩渡洋子君、文教福祉委員会委員長 若原敏郎君、副委員長 高田文一君、産業建設委員会委員長 高橋秀和君、副委員長 黒田芳弘君。以上のとおりです。

日程第12 議会運営委員の選任について

○議長（瀬川治男君）

日程第12、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

道下和茂君、浅野英彦君、高橋勝美君、若原敏郎君、高橋秀和君、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後2時43分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開します。

ただいま異議がありましたので、起立によって採決をとりたいと思います。

賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会運営委員会は第2委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後2時47分 休憩

午後2時54分 再開

○議長（瀬川治男君）

ただいまの出席議員は21人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

議会運営委員会は、委員長 道下和茂君、副委員長 浅野英彦君。以上のとおりです。

お諮りします。先ほどの休憩中、議会だより編集特別委員会委員5名のうち、全員から辞職願が提出されました。ここで議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第4 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について

○議長（瀬川治男君）

議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村瀬明義君、臼井悦子君、遠山利美君、黒田芳弘君、船渡洋子君の退場を求めます。

[11番 村瀬明義君、4番 臼井悦子君、20番 遠山利美君、1番 黒田芳弘君、2番 船渡洋子君 退場]

お諮りいたします。議会だより編集特別委員会委員 村瀬明義君、臼井悦子君、遠山利美君、黒田芳弘君、船渡洋子君、以上5名の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員 村瀬明義君、白井悦子君、遠山利美君、黒田芳弘君、船渡洋子君、以上5名の辞職の許可については許可することに決定いたしました。

議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてが終了しましたので、村瀬明義君、白井悦子君、遠山利美君、黒田芳弘君、船渡洋子君の入場を許可します。

〔11番 村瀬明義君、4番 白井悦子君、20番 遠山利美君、1番 黒田芳弘君、2番 船渡洋子君 入場〕

暫時休憩といたします。

午後2時58分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開します。

ただいまの5名の議会だより編集特別委員会の委員の方々につきましては、辞職されることに決定いたしました。

ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けましたので、お諮りをいたします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（瀬川治男君）

議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、黒田芳弘君、高田文一君、浅野英彦君、若原敏郎君、高橋秀和君、以上5名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。議会だより編集特別委員会委員は第2委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっ

ておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 3 時 09 分 休憩

午後 3 時 20 分 再開

○議長（瀬川治男君）

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

議会だより編集特別委員会は、委員長 高田文一君、副委員長 高橋秀和君、以上のとおりです。

お諮りします。本日、監査委員 浅野英彦君より辞表が提出され、議会選出の監査委員が欠けました。よって、お手元に配付のとおり議案第62号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第6 議案第62号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

議案第62号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大熊和久子君の退場を求めます。

〔16番 大熊和久子君 退場〕

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

それでは、本日提出いたしました追加議案につきまして、御説明をいたします。

議案第62号 本巣市監査委員の選任についてでございます。本巣市の監査委員につきましては、識見を有する方から三田村晃司氏と議員から浅野英彦氏が選任されておりましたが、浅野英彦氏より本日付で辞職願が提出され、承認いたしましたので、新たに議員から大熊和久子氏を選任するため、地方自治法第196条の規定に基づきまして、議会の御同意を求めますのでございます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本巣市監査委員に大熊和久子君を選任することについて同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第62号については、本巣市監査委員に大熊和久子君を選任することについて同意することに決定しました。

大熊和久子君の入場を許可します。

〔16番 大熊和久子君 入場〕

大熊和久子君に申し上げます。大熊和久子君が本巣市監査委員に選任されました。

お諮りします。お手元に配付のとおり、2名の方がもとす広域連合議会議員を辞職されました。よって、もとす広域連合議会議員選挙を日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第7 もとす広域連合議会議員選挙について

○議長（瀬川治男君）

もとす広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については議長が指名することに決定しました。
もとす広域連合議員に黒田芳弘君、高橋勝美君、以上2名を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名しました方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、黒田芳弘君、高橋勝美君、以上2名の方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選されました黒田芳弘君、高橋勝美君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

お諮りします。お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第8 閉会中の継続審査の申出書について

○議長（瀬川治男君）

閉会中の継続審査の申出書についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中に調査または審査する必要があるので、会議規則第104条の規定により、今定例会閉会后1年間、閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（瀬川治男君）

以上をもちまして、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第5回本巢市議会定例会を閉会といたします。17日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。大変ありがとうございました。

午後3時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員